



宮 崎 県 公 報

平成29年11月13日 (月曜日) 第 2946 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則
の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

告 示

○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在

地の変更……………	(障がい福祉課) 1
○民有林の保安林の指定予定……………	(自然環境課) 2
○民有林の保安林の指定……………	(") 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防課) 2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………	(農村整備課) 2
○落札者等の公告……………	3

規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第2号 (その2) (第4条関係) (表) [略] (裏)	様式第2号 (その2) (第4条関係) (表) [略] (裏)
記載上の注意 1～4 [略] 5 「家屋」の欄には、対象家屋を具体的に、工場、倉庫等ごとに記載してください。なお、対象家屋とは、「 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 (平成19年法律第40号)</u> 」第9条第1項に規定する同意集積区域内において同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って「 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号)</u> 」第3条に規定する対象施設をいいます。 6・7 [略] [略]	記載上の注意 1～4 [略] 5 「家屋」の欄には、対象家屋を具体的に、工場、倉庫等ごとに記載してください。なお、対象家屋とは、 <u>特例条例第4条第1号に規定する家屋</u> をいいます。 6・7 [略] [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則別記様式第2号 (その2) の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 627号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う

指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
あおぞら薬局	宮崎市	宮崎郡清武町大字今泉横手甲7074-6	宮崎市清武町西新町11番地11	平成25年10月15日
あおぞら薬局 岡店	宮崎市	宮崎郡清武町大字今泉甲36-17	宮崎市清武町岡一丁目13番地8	平成25年10月15日

宮崎県告示第 628号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字古屋敷4148-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 629号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 延岡市長浜町三丁目1954-8-地先、1969-イ-地先、1970-イ-地先、1972-地先、四丁目4998-地先

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 630号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 贄波地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線により囲まれた土地の区域並びに標柱8号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市南郷町贄波字上之切 483地先法定外公共物（道路）
2	“ “ “ “ 字山之口 386-2
3	“ “ “ “ “ 386-6
4	“ “ “ “ “ 386-6
5	“ “ “ “ “ 394-1
6	“ “ “ “ “ 字横枕 611-2
7	“ “ “ “ “ 611-2
8	“ “ “ “ “ 字山之口 394-1
9	“ “ “ “ “ 394-1
10	“ “ “ “ “ 394-1
11	“ “ “ “ “ 394-1 地先法定外公共物（道路）
12	“ “ “ “ “ 394-1 地先法定外公共物（道路）
13	“ “ “ “ “ 394-1 地先法定外公共物（道路）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 吉 雄	宮崎市田野町乙.9273
監 事	隈 元 高 広	東諸県郡綾町大字北俣 240番地3

（任期：平成31年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	染 矢 典 幸	宮崎市花山手東1丁目7-11

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

平成29年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
LAN用端末機器等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発
代表取締役 原野 茂盛
宮崎県宮崎市大橋3丁目101番地1
- 5 落札金額
143,856,000円 (消費税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年9月14日

--	--